

◆◆駐車場使用契約書〔立体駐車場〕

契 約 要 目 表											
1	所 在 地	沖縄県那覇市おもろまち1丁目3番31号									
2	名 称	那覇新都心メディアビル立体駐車場(以下、「本駐車場」という。)									
3	駐 車 場 形 態	機械式立体駐車場									
4	駐 車 可 能 車 両 サ イ ズ	全長:5.00m 以下 全幅:1.85m 以下(タイヤ外寸 1.82m 以下) 全高:1.55m 以下 最低地上高:13 cm以上 重量:1.900kg 以下 ※ ホンダオデッセイ(平成 15 年式以降)は、上記サイズ内でも、駐車できません。									
5	契 約 種 別	☐ 個人契約 ・ ☐ 法人契約	9 振込先								
6	使 用 料 金	金 16,500 円(うち、消費税等 金 1,500 円を含む。消費税率 10%)	<table><tr><td>銀行名・支店</td><td>琉球銀行・本店営業部</td></tr><tr><td>預 金 種 類</td><td>普通預金</td></tr><tr><td>口 座 番 号</td><td>4 5 0 8 8 8</td></tr><tr><td>口 座 名 義</td><td>那覇新都心株式会社</td></tr></table>	銀行名・支店	琉球銀行・本店営業部	預 金 種 類	普通預金	口 座 番 号	4 5 0 8 8 8	口 座 名 義	那覇新都心株式会社
銀行名・支店	琉球銀行・本店営業部										
預 金 種 類	普通預金										
口 座 番 号	4 5 0 8 8 8										
口 座 名 義	那覇新都心株式会社										
7	敷 金	1箇月の使用料金の額(非課税)									
8	定期券再発行料	金 550 円(うち、消費税等 金 50 円を含む。消費税率 10%)									
10	自動車保管場所 使用承諾書	発行者:那覇新都心株式会社 発行手数料:金 2,200 円(うち、消費税等 金 200 円を含む。消費税率 10%)									

賃 貸 人 (甲)				
住 所 法 人 名 代 表 者 名	沖縄県那覇市おもろまち1丁目3番31号 那覇新都心株式会社 代表取締役社長 草 場 優 昭 印 (登録番号： T 3360001001611)			
賃 借 人 (乙)				
住 所	〒			
契 約 者 名	(登録番号： T) 印		電話番号 (携帯番号)	()
☐ 個人契約	勤 務 先 名		電話番号	()
☐ 法人契約	使用者氏名		電話番号	()
駐 車 車 両	種 別	☐ 軽自動車 ・ ☐ 普通乗用車 ・ ☐ その他		
	メーカー・車種			
	車両ナンバー			

※ ☐は、該当する項目を選択。 ※電話番号は緊急時使用のため、携帯番号を記載下さい。

令和 年 月 日

上記につき賃貸人を甲とし、賃借人を乙として、下記記載条項を双方承諾の上、本契約を締結する。また、本契約の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙互いに各1通を保有する。

(R07.06.12 版)

契約番号		駐車番号	号機 番	(R 年度)
契約番号		駐車番号	号機 番	(R 年度)
契約番号		駐車番号	号機 番	(R 年度)
契約番号		駐車番号	号機 番	(R 年度)

第1条(使用期間)

使用期間は、令和 年 月 日から令和 年3月31日までとし、期間満了の1ヶ月前までに甲乙いずれからも書面による解約の申し入れがない場合、本契約は同一条件で12ヶ月間延長するものとし、以後同様とする。

第2条(期間内解約)

甲が本契約を契約期間中に解約するときは、解約日を月の末日とし、その1ヶ月前までに書面にて乙に通知しなければならない。

2. 乙が本契約を契約期間中に解約するときは、契約要目表5番記載の契約種別に応じて、以下のように規定する。

(1)法人契約のとき乙は、解約日を月の末日とし、その1ヶ月前までに書面にて甲に通知しなければならない。

但し、乙はその予告に代えて、使用料金の1ヶ月分相当額を支払い、即時解約することができる。

(2)個人契約のとき乙は、解約日を乙の希望する日とし、その2週間前までに、書面にて甲に通知しなければならない。

但し、乙はその予告に代えて、使用料金の2週間分相当額を支払い、即時解約することができる。

第3条(使用料金)

本駐車場の1ヶ月の使用料金は、契約要目表6番記載の金額とする。なお契約期間中、税法の改正により、消費税等の税率が変動したときは、改正以降の消費税等については、変動後の税率により計算する。

2. 1ヶ月未満の期間の使用料金は、月の日数にかかわらず、1ヶ月を30日として日割り計算した額とする。

第4条(敷金)

敷金は契約要目表7番記載の金額とし、乙は本契約締結と同時にこれを甲に預託する。

2. 甲は、前項の預託が確認されたときは、速やかに敷金の預託を証する書面(以下「敷金預り証」という。)を乙に発行するものとする。

3. 甲は、敷金に対して利息を付さない。

4. 本契約の期間中乙は、敷金をもって使用料その他の甲に対する一切の債務との相殺を主張しない。

5. 乙に使用料金の支払い延滞、その他債務不履行や損害賠償債務があるときは、甲は敷金をこれに充当できる。

また、甲が敷金を乙の債務に充当した場合、乙は遅滞なく敷金不足額を補填しなければならない。

6. 甲は、第15条の明渡し及び敷金預り証の返還を受けたときは、敷金を乙の甲に対する一切の債務に充当した後の残額を、明渡し及び敷金預り証の返還を受けた日の属する月の翌月末日までに乙指定の口座に振込みにより返還する。

7. 乙は、敷金に関する債権を第三者に譲渡並びに担保の用に供してはならない。また、乙は、前項に基づき返還される敷金を受領する権限を第三者に委託してはならない。

第5条(支払方法)

乙の使用料金の支払方法は、契約要目表5番記載の契約種別により、次項及び第3項にてそれぞれ定める。

2. 法人契約のとき乙は、毎月末日までに翌月分の使用料金を契約要目表9番記載の銀行口座へ振込むものとする。但し契約開始日の属する月分の使用料金については、本契約締結日までに同口座に振込む。なお、振込みに要す費用は全て乙の負担とする。

3. 個人契約のとき乙は、翌月分の使用料金を乙指定の口座から口座振替(毎月27日振替、27日が金融機関の営業日でないときは、次の営業日に振替。)にて支払うものとする。但し契約開始日の属する月分の使用料金及び口座振替が開始されるまでの月分の使用料金については、本契約締結日までに現金にて支払う。

4. 毎月の使用料金に対する請求書及び領収書は、原則として発行しない。

第6条(使用料金等の改定)

甲は、物価の変動、経済情勢の変化、公租公課等諸般の事情を考慮し、契約書を更新することなく契約要目表記載の使用料金、定期券再発行料、自動車保管場所使用承諾書発行手数料を改定できる。この場合、甲は改定日の1ヶ月前までに乙に通知しなければならない。

第7条(債務延滞賠償金)

乙が使用料金の支払いを延滞したときは、甲は、延滞金額に対して年利14.6%の割合による損害金を乙に請求することができる。但し、乙は、当該損害金の支払いにより第13条に定める甲の契約解除権の行使を免れるものではない。

第8条(使用方法)

乙は、駐車に関し、甲の定める駐車場管理規則に従うものとし、他人に迷惑をかけないように駐車場を利用しなければならない。

2. 乙は、原則として契約書記載以外の車両を駐車場に駐車させないものとする。但し、やむを得ず駐車する場合は、乙の責任において駐車させるものとする。

第9条(禁止事項)

乙は次の各号の一に該当する行為をしてはならない。

(1)本契約に基づく権利を第三者に譲渡、転貸、担保に供する行為。

- (2)本駐車場に工作物等の物件を設置する等、現状に変更を加える行為。
- (3)本駐車場に物品を放置する行為。
- (4)法令その他により危険物と指定されている物品を持ち込む行為。
- (5)その他近隣の迷惑となる行為。

第10条(賠償義務)

乙又は乙の代理人、使用人、同乗者その他乙の関係人が、本駐車場の施設及び他の車両に損害を与えた場合は、速やかに甲に報告し、乙の責任と負担においてその損害を賠償しなければならない。

第11条(駐車場の保全等)

甲は次の各号の一に該当する場合において、本駐車場の全部又は一部について、駐車場の閉鎖、車路の通行止め、使用中止又は駐車車両の退避の要求を行うことができる。

- (1)台風、地震などの天災地変により災害、火災、浸水、爆発等施設又は器物の損害、その他これらに準ずる事故が発生し、又は発生するおそれがあると認められる場合。
- (2)使用の継続が管理・保安上適当でない場合。
- (3)修繕などの工事又は定期点検中や故障の場合。
- (4)その他、管理上緊急の措置をとる必要がある場合。

2. 乙は本駐車場設備の故障により車両が入出庫できない際は、甲及び駐車場管理者へ連絡をするものとする。

第12条(甲の免責事項)

甲は直接又は間接を問わず、次の各号の一に該当する事由によって生じた車両の滅失、毀損、汚損、出場遅延等その他の損害又は使用者の死傷その他の損害については、賠償しないものとする。

- (1)天災地変その他の不可抗力によって生じた浸水等その他の事故。
- (2)政治的又は社会的な騒じょう、強盗、窃盗、器物損壊等その他の犯罪によるもの。
- (3)車両、その積載物又は取付物の管理不十分から生じる事故。
- (4)その他、衝突、接触等駐車場で発生する事故等。
- (5)前条により本駐車場の使用ができなかったことに起因する損害。

第13条(契約解除)

乙において次の各号の一に該当する事由が生じたときは、甲は直ちに本契約を解除することができる。この場合、乙は直ちに駐車場の使用を止めなければならない。

- (1)駐車場使用料金の支払いを2ヶ月以上延滞したとき。
- (2)近隣もしくは他のものに迷惑となるような行為のあったとき。
- (3)第8条第2項により他の車両を駐車させたためにトラブルが生じたとき。
- (4)乙が甲と締結している那覇新都心メディアビルの賃貸借契約が解消されたとき。
- (5)その他本契約の各条の一に違反したとき。

第14条(運転盤鍵の貸与)

甲は、本契約の締結に伴い、運転盤鍵を乙に貸与することができる。但し平面駐車場については、本条は適応しない。

- 2. 乙は、運転盤鍵の貸与を受けたときは、本契約の終了と同時に甲へ運転盤鍵を返還しなければならない。
- 3. 乙は、甲より貸与を受けた運転盤の鍵を紛失又は破損した場合は、甲に報告しなければならない。この場合乙は、契約要目表8番の金額を甲に支払う。なお契約期間中、税法の改正により、消費税等の税率が変動したときは、改正以降の消費税等については、変動後の税率により計算する。

第15条(明け渡し等)

本契約が終了したときは、乙は甲に直ちに駐車場を明け渡さなければならない。なお、万一乙が明け渡しを怠ったときは、甲は乙の費用で乙の自動車を処分することができるものとする。

第16条(車庫証明)

本駐車場における自動車保管場所使用承諾証明書の発行については、甲を申請窓口とし、契約要目表10番記載の発行者に、同記載の発行手数料を支払うものとする。なお契約期間中、税法の改正により、消費税等の税率が変動したときは、改正以降の消費税等については、変動後の税率により計算する。

2. 承諾書の発行をしないときは、契約要目表同番にその旨記載する。

第17条(各種届出義務)

乙の住所等本契約書記載の事項に変更が生じた場合は、乙は直ちに甲に届け出なければならない。

第18条(管轄裁判所)

本契約に関し甲乙間で紛争が生じたときは、那覇簡易裁判所又は那覇地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

第19条(規定外事項)

本契約書の解釈、又は本契約書に記載のない事項について疑義が生じた場合は、甲乙双方誠意をもって協議する。

以上